

議案第14号資料

鶴ヶ島市手数料条例新旧対照表

改正後		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	金額	事務の種類	金額
1～46 略	略	1～46 略	略
46の2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上</u>	略	46の2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上</u>	略
等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定		等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	
47 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額  (1) 建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 ア 略 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額  (ア) 床面積（市長が別に定める建築物につい	47 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額  (1) 建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 ア 略 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額  (ア) 床面積（市長が別に定める建築物につい

	<p>ては、共用部分の床面積を除く。(イ)及び第2号イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>(イ) 略 ウ 略 (2)～(5) 略</p>		<p>ては、共用部分の床面積を除く。(イ)、第2号イ及び第3号イ並びに51の項第1号イ、第2号イ及び第3号イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>(イ) 略 ウ 略 (2)～(5) 略</p>
<p>48～50 略</p> <p>51 建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>略</p> <p>次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>(1) 建築物省エネ法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>ア 略</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除</p>	<p>48～50 略</p> <p>51 建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>略</p> <p>次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>(1) 建築物省エネ法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>ア 略</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</p>

<p>5 1 の 2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u> (平成 2 8 年国土交通省令第 5 号) 第 1 1 条の規定に基づく軽微な変更<sup>イ</sup>に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査</p> <p>5 2 ~ 6 8 略</p>	<p>く。(イ)、第 2 号イ及び第 3 号イにおいて同じ。)の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 1 1, 0 0 0 円</p> <p>(イ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) ~ (5) 略</p>	<p>5 1 の 2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u> (平成 2 8 年国土交通省令第 5 号) 第 1 1 条の規定に基づく軽微な変更<sup>イ</sup>に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査</p> <p>5 2 ~ 6 8 略</p>	<p>(イ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) ~ (5) 略</p>
<p>備考 略</p>		<p>備考 略</p>	